

各務原市ファミリー・サポート・センター事業案内

1. 各務原市ファミリー・サポート・センター事業の目的と組織

子どもたちの健やかな育ちを見守り、子どもを安心して産み育てることができる環境を目的としています。

子育てに関するサポート活動を行いたい人(サポート会員)と、子育てに関するサポートをしてほしい人(利用会員)からなる登録制の組織です。

サポート会員 子育ての経験があり、子育てに熱意のある方

利用会員 市内にお住まいの方、または勤務している方で、おおむね小学校3年生までのお子さんをお持ちのかた
そのほか、子育てに関するサポートが必要と認められる方

2. 事業実施事務局

《各務原市社会福祉協議会》に事務局があります。アドバイザー及び事務局が以下のことについて対応します。

- ①入退会時の助言・相談に関すること。
- ②サポート活動の調整に関すること。
- ③サポート活動時に必要な知識習得のための講習会の開催等に関すること。

3. 入会と退会の手続き

サポート活動を行いたい方、サポートを受けたい方は、あらかじめ会員登録手続きが必要です。

入会手続き 《会員登録申込書》を事務局へ提出していただくと、後日《登録承認通知書》を交付します。

退会手続き 《会員登録抹消届》を提出し、《登録承認通知書》を返還願います。

4. 会員の心得

会員として登録された方は、次の事を遵守願います。

各務原市ファミリー・サポート・センター事業の目的を理解し、事業案内書の各事項を守って活動及び利用をしてください。

- ①サポート活動の依頼及び活動は、事務局を通して行ってください。
利用会員は申し込み内容以外のサポートを要求してはいけません。
- ②サポート活動により知り得た他人の家庭の事情等について、第三者に漏らしたり、プライバシーを侵害してはいけません。会員登録抹消後も同様です。
- ③サポート活動中に生じたトラブルについては、会員間で解決するのが原則です。
- ④サポート活動は早朝・夜間にわたることも考えられますが、児童の宿泊は行わないこと

とします。

- ⑤サポート活動中に事故が発生した場合は、速やかに事務局へ連絡してください。
- ⑥会員登録承認通知書を他人に貸してはいけません。
- ⑦会員登録内容に変更が生じたとき、承認通知書を紛失したときは、直ちに事務局へ申し出てください。

5. サポートできる内容

サポート活動の内容は、子育てに関するサポートを必要とする、おおむね小学校3年生までの利用会員さんのお子さんを対象とする活動で、次のものとなります。

- ①保護者の病気や、冠婚葬祭、休日などの就労時等のお子さんの世話
- ②保育施設等への送迎と預かりや、保育開始前・終了後のお子さんの世話
- ③就労等の事情により、学童保育終了後又は放課後のお子さんの世話
- ④妊産婦や乳幼児の世話
- ⑤その他子育てサポート活動として認められた内容

(注) サポート活動は、サポート会員の自宅、子ども館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所で行うものします。

なお、保護者が在宅時のみ利用会員宅でも可能です。

6. サポートが必要になったら

- ①各務原市社会福祉協議会の事務局（アドバイザー）に、希望日の一週間前までに申し込みください。



- ②サポート内容にあったサポート会員へ、アドバイザーが連絡を取ります。



- ③サポート会員が決まったら、アドバイザーが利用会員へ連絡します。



- ④利用会員からサポート会員へ連絡を入れ、事前面接の日時を決めます。



- ⑤事前面接日にサポート活動の内容やお子さんの情報について十分に話し合いを行い、両者合意の上でサポート活動の実施を決定します。



- ⑥サポート終了後、サポート会員は「サポート活動記録」を記入し、利用会員の確認を受けます。利用会員は活動費基準にしたがった料金を現金で支払います。

※サポート会員が、自家用車や公共交通機関、タクシー等利用の場合交通費も含まれます。



- ⑦サポート会員は「サポート活動記録」を速やかに事務局へ提出します。

7. 料金について

- ①利用会員は、次の表に掲げる活動日及び活動時間帯に応じた料金を基準として、当該実費相当額をサポート会員に支払うものとします。

【料金表】

活動日	時間帯	料金 (1人あたり)
平日	8:00~17:00	1時間につき 700円
	上記以外	1時間につき 800円
土・日・祝日	8:00~17:00	1時間につき 900円
	上記以外	1時間につき 1,000円

- ②兄弟姉妹など同一世帯の子どもを預けるときは、2人目の料金は、1人当たりの料金の半額とします。 ※1人のサポート会員が預かれる人数は2人までです。
- ③最初の1時間までは、サポートが30分に満たない場合でも1時間の料金とします。それ以降、サポート活動時間が30分以内の場合は、1時間の料金の半額、30分を超え1時間の場合は、1時間として算定します。
- ④利用会員が予約していたサポート活動の実施を取り消した場合は、次の各号に定めるところにより、予約した時間に応じて第1項の表により算定した額を取消料としてサポート会員へ支払うこととします。ただし、予約日の前日までに取り消した場合は、取消料は必要ありません。
- (1) 当日取消し . . . 予約時間に係る料金の半額
 - (2) 無断取消し . . . 予約時間に係る料金の全額
- ⑤子どもの送迎及びサポート場所への移動時間は、活動時間に含まれることとし利用会員は交通費実費を負担することとします。
- (1) 公共交通機関やタクシーを利用した場合 . . . 全額
 - (2) 自家用車使用の場合 . . .
走行距離÷燃費×1Lあたりのガソリン平均価格

8. 補償保険制度について

会員の万一の事故等に備えるため「ファミリー・サポート・センター補償保険」に加入します。保険料については、社会福祉協議会が負担します。

9. 連絡先

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会

〒504-0912 各務原市那加桜町2丁目163番地 (各務原市総合福祉会館2階)

TEL: 058-383-7610 FAX: 08-382-3233